

答 申

1 審査会の結論

諮問第 1 1 7 号案件「区長へのメールに関する文書」について、非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和 2 年 9 月 2 8 日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例(平成 1 3 年 3 月世田谷区条例第 6 号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った「区長へのメールに関する文書」の行政情報開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和 2 年 6 月 2 6 日付けで行った一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)のうち、非開示部分の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

最高裁平成 3 年 1 2 月 1 8 日判決(民集 5 5 卷 7 号 1 6 0 3 頁)では、「・・・情報開示保護公開制度に基づく本人開示請求を許さない趣旨の規定がない以上、当該個人の権利利益を害さないことが明らかであれば、個人に関する情報を理由に、開示拒否をすることはできない」と判断している。

本件請求が本人の権利利益を害しないことは、本人が請求しているから、世田谷区はそれを否定できず、本件処分の判断は成立しない。

実施機関は、本件請求に係る行政情報について、世田谷区個人情報保護条例(平成 4 年 3 月世田谷区条例第 2 号)に基づき開示を請求すべきであると主張するが、これまでの間、請求人にそのような連絡はなかった。よって、この主張は不公正であって、成立せず、請求人が引用した判例が適用されるべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした本件審査請求に係る部分につき、条例第 9 条に該当するとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第 9 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定して

いる。

そして、「当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に対し、文書不存在と回答することにより、そうした事実がないことを意味し、非開示と回答すると、内容は公にできないが、そうした事実はあることを意味することとなる場合などをいう。

- (2) また、条例第7条第2号本文は、非開示情報を「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

そして、「個人に関する情報」とは、個人の思想、宗教、趣味等に関する情報、個人に関する判断、評価に関する情報その他個人に関する一切の情報を意味するものであり、「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいう。

- (3) これらを本件処分についてみると、請求人は「〇〇名で発信され、2003年初めから2019年末までに受信した区長へのメールの全て」と個人を特定して開示請求をしているので、当該文書の存否について応答することは、特定の個人が「区長へのメール」を発信したという非開示にすべき個人に関する情報を開示することとなるので、条例第9条により「当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否」せざるを得ない。

- (4) 請求人は、審査請求書中「2. 決定通知第63号判断が成立しない理由」において、最高裁平成3年12月18日判決(民集55巻7号1603頁)を引用し、「情報開示保護公開制度に基づく本人開示請求を許さない趣旨の規定がない以上、当該個人の権利利益を害さないことが明らかであれば、個人に関する情報を理由に、開示拒否をすることはできない」と主張する。

しかしながら、同判決(正しくは最高裁平成13年12月18日判決)は、処分当時にいわゆる自己情報開示制度を確立していなかった自治体に係る事案に関するもので、世田谷区個人情報保護条例を制定し、自己情報開示制度を確立している当区にあてはまる判例ではない。

同判決は、次のように述べている。情報公開制度及び個人情報保護制度「の二つの制度は、本来、異なる目的を有するものであって、公文書を公開ないし開示する相手方の範囲も異なり、請求を拒否すべき場合について配慮すべき事情も異なるものである。そして、地方公共団体が公文書の公開に関する条例を制定するに当たり、どのような請求権を認め、その要件や手続をどのようなものとするかは、基本的には当該地方公共団体の立法政策にゆだねられているところである。したがって、広く県民等に公文書の公開を請求する権利を認める条例に基づいて公文書の公開を請求する場合には、本来は、請求者は、県民等の1人として所定の要件の下において請求に係る公文書の公開を受けることができるにとどまり、そこに記録されている情報が自己の個

人情報であることを理由に、公文書の開示を特別に受けることができるものではない。これによれば、請求人においても、本件開示請求時に案内したとおり、世田谷区個人情報保護条例に基づき開示請求権を行使すべきであったのであり、本件処分に不服を申し立てるのは筋違いである。

- (5) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件審査請求対象文書は、「 が発信した「区長へのメール」に関する文書」である。その内訳は、「すべての「区長へのメール」の受信、送信の記録のインデックス、一覧表(受付番号、受付日、テーマを含む。）」、「令和2年1月1日以降審査日までに受信した「区長へのメール」のすべて(受付番号、受付日、テーマ、内容、回答の要・不要、公表可否を含む。）」、「平成15年1月1日から令和元年12月31日までの間に受信した「区長へのメール」のすべて(受付番号、受付日、テーマ、内容、回答の要・不要、公表可否を含む。）」、「上記及び に該当する「区長へのメール」に対応して世田谷区が発信した回答(情報)及び関連管理情報(作成者、承認者、棄却・却下者、区長の確認の有無及びそれらのすべての日時を含む。）」、「「区長へのメール」及び回答を開示・非開示とする理由を検討した結果を示す記録及びその記録を作成した関係者のすべての(公務としての)人名、役職を明らかにする記録(日時、審査経緯を含む。）」及び「「区長へのメール」のうち、区のすべての職員に対して、(電話と同様に)区民が電子メール等でコミュニケーションができることを求めているものについて、その要求を棄却した経緯、手続き、判断を示すそれぞれの記録」の6点と認められる。

(2) 条例第9条の該当性について

まず、条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。条例に基づきなされる開示請求に対しては、原則として、当該開示請求に係る行政情報の存否を明らかにした上で開示決定等を行うべきである。したがって、本条は、次のような場合に、当該開示請求を拒否することができる例外的な規定として定められている。すなわち、開示請求に対し、文書不存在の応答は開示請求に関する事実がないことを意味し、反対に、文書存在を前提とした非開示の応答は開示請求に関する事実があることを意味することになるから、当該文書の存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなる場合には、当該行政情報の存否を明らかにしないで開示拒否処分をする必要がある。

次に、条例第7条第2号は、非開示情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を定めている。

これらを本件処分についてみると、条例に基づきなされた本件請求は、請求人が自ら発信した「区長へのメール」に関する文書の開示を請求人自身が求めるものである。本件請求に対して、開示又は非開示事由に該当することを理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合には本件行政情報が存在すること、すなわち特定の個人が「区長へのメール」を発信したという事実を明らかにすることとなる。一方で、文書不存在による非開示決定を行った場合には、本件行政情報が事実上存在しないこと、すなわち特定の個人が「区長へのメール」を発信していないという事実を明らかにすることとなる。

このように、特定の個人が「区長へのメール」を発信した、又は発信していないという事実の有無に係る情報は、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当するものであり、本件行政情報の存否について応答することは、実施機関が主張しているとおり、非開示情報を開示することとなると認められる。

よって、実施機関が本件請求に対し条例第9条を適用し、本件行政情報の存否を明らかにしないで本件請求を拒否したことは、妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和3年1月26日	(諮問第117号) ・ 審査庁 (世田谷区長) から諮問を受けた。
令和3年2月26日	(令和2年度第6回審査会) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。
令和3年3月22日	(令和2年度第7回審査会) ・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和3年4月19日	(令和3年度第1回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和3年5月17日	(令和3年度第2回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和3年6月21日	(令和3年度第3回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和3年9月27日	(令和3年度第6回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和3年10月4日	(答申第117号) ・ 審査庁 (世田谷区長) に答申した。